別記様式第１号（第１条関係）

自　動　車　保　管　場　所　証　明　申　請　書

車　　名	型　　式	車　台　番　号	自　動　車　の　大　き　さ
			長さ　　センチメートル 幅　　センチメートル 高さ　　センチメートル

自　動　車　の　使　用　の　本　拠　の　位　置	
自　動　車　の　保　管　場　所　の　位　置	

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

年　　月　　日

警察署長　殿

〒（　　）

住　所

申請者

電話

氏　名

第　　号

自　動　車　保　管　場　所　証　明　書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年　　月　　日

警　察　署　長　　印

※　自動車の登録手続に必要となる自動車保管場所証明書は、登録申請の日からさかのぼっておおむね１か月以内に発行されたものとなりますので、注意してください。

使用権原	自己・他人・共有

連絡先	
氏名	
電話	

新規代替	登録番号等		
		前車	
		現車	

備考　１　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

記載例

申請書は2通作成してください

証明書交付後の訂正はできません

埼玉県警察本部

※申請の際は、申請書を２通提出して下さい。２通目は、１通目のコピーでも構いません。

【保管場所証明申請書】の記載例

◎業として代書行為を行うことは行政書士以外は法律で禁止されています。
◎交付には数日要します。

【※】印の欄は、空欄でも申請を受理しますが、記載に御協力ください。

特に型式及び車台番号の記載では、
○0（ゼロ）と○（オー）
○1（イチ）とL（エル）
○2（ニ）とZ（ゼット）
等のアルファベットと数字の記載誤りや、脱字に注意してください。

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

【※】保管場所の所有者が、
○申請者本人である場合
→「自己」
○申請者以外である場合
→「他人」
○申請者を含む複数人の共有である場合
→「共有」
に○印を付けてください。

【※】代理申請の場合等、申請内容に関する確認を申請者以外の方に行った方がよい場合には、その方の氏名及び電話番号の記載してください。

※埼玉県では手数料の支払いは原則キャッシュレス決済になっております。

別記様式第１号（第１条関係）

自　動　車　保　管　場　所　証　明　申　請　書

車　名	型　式	車台番号	自動車の大きさ
メーカー名	1AB-CD2	CD2-3456789	長さ 480 センチメートル 幅 180 センチメートル 高さ 210 センチメートル

「自動車の大きさ」欄は、点線内に右詰めで記載してください。

自動車の使用の本拠の位置	さいたま市浦和区高砂○丁目○番○号
自動車の保管場所の位置	さいたま市浦和区高砂○丁目○番○号　○○駐車場　NO．2

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

令和○年　○月　○日

○○　警察署長　殿

※黒色のボールペンで記入して下さい。
（消すことのできるボールペンは使用不可）

申請者
住所　〒（000-0000）
さいたま市浦和区高砂○丁目○番○号
電話　048-○○○-○○○○
※携帯電話も可
氏名　埼玉　花子

郵便番号、住所、電話及び氏名は、できるだけ点線内に記載してください。
○個人の場合は住民票又は印鑑証明書と一致する住所氏名を記入する。
○法人格の場合は、登記簿又は印鑑証明と一致する所在地・法人名・代表者名を記入する。

【※】申請に係る自動車を、申請に係る保管場所に
○新規又は追加で保管する場合→「新規」
○保管中である申請者の自動車との入替えにより保管する場合→「代替」
に○印を付けてください。

第　　号

自　動　車　保　管　場　所　証　明　書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年　　月　　日

警察署長　　印

使用権原	自己	他人・共有
連絡先	氏名	日本　太郎
	電話	090-○○○○-○○○○
新規/代替	登録番号等	前車 大宮300な1234
		現車

【※】「代替」を選択した場合には、
○「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号
○「現車」欄に、申請に係る自動車の登録番号を記載してください。
新規を選択した場合には、空欄で提出してください。

※　自動車の登録手続に必要となる自動車保管場所証明書は、登録申請の日からさかのぼっておおむね１か月以内に発行されたものとなりますので、注意してください。

備考　１　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。